

2017年10月12日

苫小牧市
市長 岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会
会長 日西 和久

連合北海道苫小牧地区連合会
会長 佐々木 修司

2018年度の予算編成・行政運営に関する 「要求と提言」

地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し、心より敬意を表します。

わが国経済・社会の現状を見ると、景気は緩やかな回復基調にあるとされ、有効求人倍率や完全失業率といった雇用指標も良好な水準で推移していますが、依然として個人消費の回復は遅れており、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っていません。また、格差・貧困は一層深刻になっており、とりわけ教育機会の格差は子どもたちの可能性を狭め、将来のわが国の成長の妨げになりかねません。加えて、人口減少と超少子高齢化、人工知能・IoTをはじめとした技術革新などにより、わが国の社会構造や働き方は大きな変革期に差し掛かっています。

これら目下の課題を克服し、わが国経済を持続的に発展させ、包摂的な社会を構築していくためには、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型の社会保障制度の再構築、すべての子どもの教育機会の保障をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が不可欠です。

北海道においても地域経済と雇用、道民生活と密接に関わる様々な課題に直面しています。長時間労働の是正と非正規雇用の処遇改善に向けた「働き方改革」。地域の資源や人材を活用した地場産業の振興と中小企業の活性化。昨年台風・大雨被害で痛感した防災体制の充実と強化。鉄路をはじめとする地域公共交通ネットワークの確保。地域医療構想に基づく医療提供体制の整備と併せて、医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの構築。教育環境の整備や子どもの貧困対策の推進など、山積する課題解決に向けた自治体行政の役割は極めて重要です。

連合北海道胆振地域協議会並びに苫小牧地区連合会はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2018年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「職場定着支援助成金制度」の利用促進に向けた周知や申請作業を支援すること。
- ② 現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップを修得単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校・大学などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行い、若年労働者の勤労観の確立や就業意識の向上をはかること。
- ③ 国や道、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識、相談窓口などを学ぶ機会の確保をはかること。
- ④ 若者が希望する地域や出身地元での UIJ ターン就職を積極的に支援するよう、道と共同して道外の大学との連携協定を拡大するとともに、地域の特性を活かした雇用を創出すること。
- ⑤ 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公正な競争の確立により、地域における適正な賃金水準の確保し、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。

(2) 改定「北海道最低賃金」の履行確保

- ① 年度途中の最低賃金改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じないよう、発注後においても特段の配慮をはかること。
- ② 最低賃金法違反防止に向けて、地域の企業や労働者に対して、最低賃金額と併せ、各種助成金の活用など中小企業支援策を、各自治体発行の広報誌を活用して周知徹底に努めること。
- ③ 近年、道内最低賃金法違反の労働者の比率が高止まり傾向(2015年5.1%〈パート11.5%〉、2016年3.2%〈パート7.4%〉の違反率)にあることから、各自治体の直接雇用(委託・嘱託)職員への調査を含めた対応をとること。また、法違反があった場合は是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

(3) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ① 通年雇用及び冬期間の短期就労事業の推進の強化を図ること。
 - ・通年雇用が整うまで特例一時金を50日に復活するよう国に働きかけること。
 - ・通年雇用や労働環境改善に取り組む業者に対して入札参加資格上の優遇措置を図ること。
 - ・冬場の雇用を確保するために短期就労事業を推進すること。
 - ・事業の平準化を推進すること。(冬期増高経費措置事業の推進、ゼロ債措置事業の推進)
- ② 通年雇用促進支援事業の見直し充実を図ること。
 - ・通年雇用促進支援協議会の実効ある運営体制を強化すること。
 - ・支援事業の中に短期就労事業の支援策を認め冬期就労の拡大を図るよう国に働きかけること。
 - ・支援事業の制限を最大限撤回し、地域における自由度を高める事業を実施すること。
- ③ 季節労働者の就労環境の整備と改善を図ること。
 - ・季節労働者の労働条件(雇入通知書・年次有給休暇・建設業退職金共済制度等)の点検、

改善を図ること。

- ・建設業退職金共済制度の加入を徹底するよう事業者を求めること。また、建退共制度が適正に運用されるよう、函館市及び帯広市では、「工事完成届」と併せて、下請け雇用労働者も含めた「証紙貼付実績」の提出を元請業者に求め、違法な取り扱いの抑止力としている。こうした好事例を参考に、証紙が確実に貼付されるよう周知徹底に努めること。
- ・建設業退職金共済制度について、掛金納付月数を24月以上から12月以上に緩和されたものの、掛金納付月数が24月未満の場合は、元本割れする状態であり、元本以上に支給するなど、抜本的な改善を国に働きかけること。
- ・建設業法及び建設雇用改善法の周知徹底を図ること。

(3)「ライドシェア」ならびに「民泊」への対応

- ① 不特定多数の一般国民が利用する「ライドシェア」による有償輸送サービスにおいては、何よりも利用者の生命や財産が保護されることが必要であり、既存の公共交通サービスで保障されている水準以上の安心・安全が確保されない限り「ライドシェア」は導入しないこと。
- ② 民泊施設周辺における安全・安心な住民生活を確保するよう、「住宅宿泊事業法」を踏まえ必要な規制を講ずるとともに、違法業者を排除するため、通報窓口の設置、管理監督を行う第三者機関の設置、事業者の審査の徹底など実効性ある管理監督体制を確立すること。

2. 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の確立

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業と適切なサービスの提供

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の展開について、他の自治体の取り組み状況をモニタリングし、随時フィードバックできる体制を構築し、サービスの水準の底上げをはかること。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる基本チェックリストの運用については、要介護認定を受けるべき人が、窓口の主観的な判断によって除外されることのないよう、明確な運用基準を定めること。
- ③ 総合事業のサービス提供においては、雇用労働者とボランティアの役割分担を明確化し、介護職の賃金相場の引き下げや処遇の低下が生じないよう留意すること。
- ④ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、振興局・保健所、郡市医師会、周辺市町村等と連携し、介護保険の地域支援事業である「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組むこと。

(2) 介護職員の処遇改善と介護サービス提供体制の整備

- ① 介護職員処遇改善加算の取得にあたり事業所が提出する処遇改善計画が適切に履行されていない場合や、実績報告の提出を期限内に行わない場合、または所定の要件を満たさずに賃金の引き下げを実施した場合などについて加算の全額返還を求めるなど厳正に対応すること。
- ② 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。また、地域包括支援センター運営協議会には第2号被保険者代表を委員として参加させること。
- ③ サービス提供責任者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務づけるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

- ④ ケアマネジャーが利用者の生活状況を十分に把握し、サービス担当者会議などを確実に開催できるよう、ケアプラン作成や変更の書式や手続きを簡素化するなど、事務負担の軽減をはかること。また、介護労働者が研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する支援・指導を強化すること。
- ⑤ 認知症初期集中支援チームの設置ならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進めること。そのため、都道府県は全市町村における同チーム等の設置等を支援すること。また、認知症の人が安易に入院しないよう、地域での支援体制を整備すること。
- ⑥ 施設での身体拘束や虐待を根絶するため、身体拘束廃止委員会ならびに虐待防止委員会の各施設における設置を促進すること。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を強化すること。
- ⑦ 利用者への虐待などハラスメントを根絶するため、高齢者虐待防止法について住民への周知をはかるとともに、事業者、介護労働者への研修、指導を充実、徹底すること。また、利用者やその家族からの相談・通報に対し迅速に対応できるよう体制整備を行うこと。
- ⑧ 市民後見人の育成・支援を進めること。また、後見実施機関(成年後見センター)をNPOや社会福祉法人への業務委託等により設置し、支援体制を強化すること。加えて、成年後見人制度の利用者の費用負担を軽減するとともに、同制度の周知や人員確保など権利擁護の体制を整備すること。

3. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者の自立支援と子どもの貧困対策

- ① 生活困窮者をはじめ高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携し、総合的に推進させるため、「地域福祉計画」を策定ないし改定すること。同計画の策定・改定にあたっては、地域住民、勤労者、関係団体の参加と協働に基づくものとする。
- ② 生活困窮者に対する総合的な支援体制の構築に向け、福祉事務所との連携強化を一層推進すること。ハローワーク、社会福祉協議会、NPOなどと連携し、就労準備支援事業・一時生活支援事業・家計相談事業・学習支援事業などの生活困窮者の自立促進に必要な任意事業について、積極的に実施すること。特に子どもの学習支援事業はニーズを把握し、希望者全員が受けられるようにするとともに、補助率については4分の3とするよう国に求めること。
- ③ 就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充しつつ、給付型奨学金制度など経済支援を含めた必要な支援を積極的に展開し、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。また、生活保護水準と直接連動している諸制度の水準を維持すること。

(2) 高齢者への生活支援の充実

- ① 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。
- ② 人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立しがちで、かつ経済的な困難を抱える高齢の単身女性が少なくないことから、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の関係団体と連携し、具体的な生活支援策を講ずること。

4. 災害に強いまちづくりに向けた防災・減災対策の充実

(1) 防災ネットワークの構築

- ① 平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげること。また、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。
- ② 土砂災害防止の観点から、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、盛土・斜面の崩壊や堤防決壊を防ぐ工事などを強化すること。
- ③ 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段により被害状況の収集・集約・精査するとともに、情報が錯綜しないよう、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関との情報共有をはかること。

(2) 災害時における要配慮者支援と応援・受援計画の策定

- ① 改正水防法により義務づけられた、病院や高齢者、障害者、保育所等の施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を支援すること。
- ② 内閣府の「避難所運営ガイドライン」を踏まえ、災害時における避難所の整備・運営にあたっては、高齢・障害者、乳幼児など要配慮者への支援、避難所の「質の向上」を図るよう、事前の検討・準備を行うこと。
- ③ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。

5. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改訂するとともに、当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正をとともなう教職員定数の改善及び、必要な予算の確保を図るよう国に求めること。
- ② 公立高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求めること。また、自治体独自の給付型奨学金制度の創設について検討すること。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る、公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行うべきものではなく、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、学校が地域にあることの意義、統廃合による弊害などを十分考慮すること。
- ② 小中学校の統廃合に当たっては、学校・保護者・地域の声を十分に踏まえ、子どもの教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から検討を行うこと。
- ③ 小規模校の教育の充実のため、免許外担当教員解消に向けた定数措置と複式学級解消に向けた定数措置を国に要請すること。

(3)「新たな高校教育に関する指針」について

- ① 高校の募集停止となった地域における影響を検証し、「新たな高校教育に関する指針」について社会政策的な視点から見直すよう、道に求めること。

6. 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

(1)地方議会の活性化

- ① 住民の福祉の向上と地方自治体の発展を目的とし、地方議会の公開性・公平性・透明性の確保、執行に対する監視・評価や政策立案機能等を掲げる議会基本条例を制定すること。

(2)共通投票所の設置促進

- ① 2016年4月6日成立の改正公職選挙法の趣旨を踏まえ、投票率と利便性の向上のため、期日前・選挙当日ともに、駅構内やショッピングセンターなど頻繁に人の往来がある施設に共通投票所を設置すること。また、期日前投票時間の弾力的な設定を行うこと。

以 上